

伊南行政組合 昭和伊南総合病院
新病院建設支援業務に関するプロポーザル実施要領

1 本書の目的

この実施要領は、伊南行政組合昭和伊南総合病院新病院建設支援業務委託の優先交渉先を選考するために実施する公募型プロポーザルに係る基本的な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名称 伊南行政組合昭和伊南総合病院新病院建設支援業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 昭和伊南総合病院 新病院建設支援業務基本仕様書のとおり
- (3) 価格提案上限額（以下「上限額」という。）
1 3 3, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
※上限額は契約時の予定価格を示すものではない。また上限額を超える提案価格は失格とする。
- (4) 履行期間 契約締結日から令和10年（2028）3月末日まで

3 業務目的

本業務は、新病院建設基本計画を踏まえた上で、近年の医療政策や新型コロナウイルス対応、建築動向等を鑑み、新病院建設に向け基本設計事業者の選定支援、医療機器等の整備、情報システムの構築、コンストラクション・マネジメントによる設計・建設段階におけるコスト管理や工程管理等を総合的に行うことが可能な専門的知識や実績を有する事業者を選定し支援を受けることにより、円滑な新病院建設事業の推進を図ることを目的とする。

4 スケジュール

	手続	日程
1	参加資格確認申請書等の配布	令和5年2月21日（火）～
2	参加資格確認申請に係る質問書の受付期間	令和5年2月21日（火）～3月2日（木）
3	上記質問書への回答	令和5年2月21日（火）～3月3日（金）
4	参加資格確認申請書等の提出期限	令和5年3月9日（木）
5	参加資格等要件確認結果の通知提案書提出要請通知書の通知	要件確認が終了した事業者へ随時実施
6	提案書等に係る質問書の受付期間	令和5年2月21日（火）～3月16日（木）
7	上記質問書への回答	令和5年2月21日（火）～3月17日（金）
8	提案書・必要書類等の提出期限	令和5年3月22日（水）
9	プレゼンテーション及びヒアリングによる評価	令和5年3月28日（火）

5 事務局

伊南行政組合 昭和伊南総合病院 新病院建設準備室
〒399-4117 長野県 駒ヶ根市赤穂3230番地
Tel 0265-82-2121 (代表) 内線2603 Fax 0265-82-8230
メール kensetsu@inan.jp

6 提案参加要件

提案参加者は、次の全ての要件に該当するものとする。なお、参加に関し必要な費用は、参加者の負担とする。

- (1) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織、人員、体制、資金及び資金等の管理能力、技術能力を含む）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札公告日から入札日までの間に、伊南管内から指名停止の措置を受けていない者であること。（入札参加資格の確認を受けた後に指名停止の措置を受けた場合は、入札参加資格は取り消すものとする。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (5) 駒ヶ根市暴力団排除条例（平成24年条例第10条）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 過去5年間（平成29年4月1日以降）に国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院又は公的病院（医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。）の整備（200床以上の病院の新築又は全改築に限る。）に関するコンストラクション・マネジメント業務及びそれに類似する業務を、元請として1件以上受託し、かつ新病院建設支援業務（CM業務を除く医療機器整備・医療情報システム構築・移転のコンサルティングにかかる類似業務をいう。）を、元請として5件以上受託し、履行完遂した実績があること。
- (8) 提案参加者及びその協力企業も含めて、別途公募する「伊南行政組合昭和伊南総合病院新病院建設基本設計業務委託」に参加する者並びにそれらの関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条の規定する親会社と子会社の関係

にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者又は一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者)でないこと。

- (9) 提案参加者及びその協力企業も含めて、医療機器製造業および医療機器販売業の許可を受けた者・医療情報システム等の売買契約及び賃貸借契約の入札等に参加する意思のある者でないこと。また、それらと以下のような関連がないこと。

1) 資本金面 (一方の事業者が他方の事業者の発行済株式総数の50パーセント以上の株式を有するか、出資総額の50パーセントを超える出資をしていること。)

2) 人事面 (一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表権を有する役員を兼ねていること。)

受注者(協力企業を含む。)及びこれと資本関係又は人的関係のある者は、当院が新病院開院までの期間に実施する納品場所を新病院とする医療機器等及び医療情報システム等の売買契約及び賃貸借契約の入札等に参加することはできない。

- (10) 業務の実施にあたり、一級建築士及び認定コンストラクション・マネージャー、認定医業経営コンサルタントの資格を有する自社雇用の社員を配置できること。

7 全体スケジュール

(別紙3) 事業スケジュールのとおり

8 参加表明

(1) 提出書類

1) 参加意思表明書(様式1)

2) 会社概要(様式3)

「事業者の概要に関する資料」を添付

3) 新病院建設支援業務の実績(様式4-1~2、様式5)

4) 業務実施体制(様式6-1~4)

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期間

公示日から令和5年3月9日までの平日8時30分から17時00分の間(必着)提出期限内に到着しないものは、受理しない。

(4) 提出場所

上記5の事務局

(5) 提出方法

持参または配達証明付き書留による郵送

9 本業務及び本実施要領に関する質問の受付及び回答

(1) 受付

1) 受付期間

公示日から令和5年3月2日までの平日8時30分から17時00分の間

2) 質問方法

質問を記入した質問書(様式2)を、事務局にメールまたはFAXで提出すること。ただし、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要。

(2) 回答

1) 質問に対する質問者への回答は、令和5年3月3日までにメールで行うものとする。

2) 質問事項及び回答は、質問を行った事業者名を除き、昭和伊南総合病院ホームページで公開する。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

1) 企画提案書(様式7、様式7-1~6)

(ア) 正本

企画提案書表紙(様式7)に必要な事項を記載し代表者印を押印のうえ、次の企画提案書を添付し提出すること。

a 業務内容(様式7-1~5)

b 業務工程及びその他の提案(様式7-6)

(イ) 副本

上記正本と同様企画提案書を添付し提出すること。

2) 提出部数

(ア) 企画提案書正本1部

(イ) 企画提案書副本8部副本のPDF形式データ1部(媒体は任意)

(2) 提出期間

令和5年3月10日から令和5年3月22日までの平日8時30分から17時00分の間(必着) 提出期限内に到着しないものは、受理しない。

(3) 提出場所

上記5の事務局

(4) 提出方法

持参または配達証明付き書留による郵送

(5) 企画提案書の作成及び提出上の留意点

- 1) 企画提案書各様式の欄外に「注：指定様式以外に記載してもよい。」とあるものは、任意様式での作成を可とする。ただし、企画提案書各様式の表題及び順番は任意で変更しないこと。
- 2) 価格提案額の範囲内で実施する事項のみを記載すること。
- 3) 書類提出後の提案書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- 4) 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確に作成すること。専門用語を使用する際は、注釈をつけること。
- 5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
また、文字の大きさは、12ポイント以上にする。
- 6) 形式は、A4縦版、横書き、左綴じで両面印刷し簡易製本とすること。ただし、図表等については必要に応じてA4版横又はA3版横でも差し支えない。
なお、A3版は2ページと数える。
- 7) 企画提案書は表紙・目次等を含めて10ページ以内とし、ページ番号を付すこと。
- 8) 提出書類は返却しない。
なお、提出書類は優先交渉先選考の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- 9) 提案した内容に基づき業務を実施することを約すこと。

1.1 価格提案書の提出

企画提案書と同時に価格提案書を提出すること。

(1) 提出書類

1) 価格提案書（様式8）

様式8に必要な事項の記載及び見積額積算資料を添付のうえ、封入封印し提出すること。

2) 提出部数

1部

(2) 提出期間

上記企画提案書と同じ。

(3) 提出場所

上記企画提案書と同じ。

(4) 提出方法

上記企画提案書と同じ。

1.2 プレゼンテーションの実施

企画提案書等提出した書類の内容説明と質疑のため、提案者によるプレゼンテーションを次のとおり実施する。

(1) 実施日

令和5年3月28日(火)

- (2) プレゼンテーションは、受理した企画提案書の書類のみで行い、資料の追加配布や差し替えは認めない。ただし、口頭による軽微な訂正は可能とする。
- (3) プレゼンテーションの出席者は、4名以内とし、業務実施体制、(1)人員配置ア従事者名簿(様式6-2)に掲げる者に限る。
- (4) プレゼンテーションは、非公開とする。
- (5) プレゼンテーションの実施時間等の詳細は、別途通知する。
- (6) 参加表明者が多い場合、必要に応じてプレゼンテーションは2日間に分けて実施する。その際の各実施日・実施時間は別途通知する。

1.3 優先交渉先の選考(審査・評価)

(1) 選考委員会による優先交渉先の選考

昭和伊南総合病院新病院建設支援業務委託優先交渉先選考委員会設置要領に基づき設置する昭和伊南総合病院新病院建設支援業務委託優先交渉先選考委員会(以下「選考委員会」という。)が行なう審査の結果、選考順位が最上位の者を本業務の優先交渉先として選考する。

(2) 優先交渉先選考基準

優先交渉先の選考基準は、(別紙2)昭和伊南総合病院新病院建設支援業務に関する優先交渉先選考基準(以下「選考基準」という。)の定めるところによる。

(3) 審査・評価方法

1) 提案審査・評価

提案審査・評価については、企業評価などの書類審査に関する事前評価事項は庶務担当が評価基準に基づき算定を行い、選考委員会が、企画提案等の審査・評価を行う。

2) 価格審査・評価

(ア) 価格審査

価格提案の適合性、見積額積算の適正性等を審査する。ただし、価格審査は、提案審査に影響を及ぼさないように、提案審査終了後に価格提案書を開封し行なう。

(イ) 価格評価

価格提案から価格評価点を算定する。

(4) 選考順位

提案評価点に価格評価点を加えた合計点が、高い順に選考順位を決定する。ただし、合計点が高い者が2者以上あるときは、提案評価点が高い者を上位とする。それでも順位が決定しない場合は、選考委員会委員長が上位と指名する者に、選考委員会委員の2分の1を超える同意を得た者を上位とする。

(5) 優先交渉先選考結果

- 1) 優先交渉先選考結果は、速やかに参加者へ通知する。
- 2) 結果について、異議の申し立ては一切認めない。

(6) 注意事項

本業務の委託契約の相手方は、業者指名手続きを経た上で決定されるものであり、優先交渉先の特定通知を持って本業務の委託契約の相手方を約するものではない。

1.4 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に、虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (3) 提案締切時点において、「6 提案参加要件」を満たしていない場合
- (4) 価格提案が、提案上限額を越える場合
- (5) その他、本要項の内容に違反する場合

1.5 その他

- (1) 本件プロポーザルへの提案参加に係る費用は、全て提案参加者の負担とする。
- (2) 本件プロポーザルに係る全ての提出書類は、返却しない。
- (3) 本件プロポーザルに係る全ての提出書類は、本件優先交渉先選考の目的以外に使用しない。

1.6 関係書類

- (別紙1) 昭和伊南総合病院 新病院建設支援業務基本仕様書
 - (別紙2) 昭和伊南総合病院 新病院建設支援業務に関する優先交渉先選考基準
 - (別紙3) 昭和伊南総合病院 新病院建設支援業務に関する全体スケジュール
 - (別紙4) 昭和伊南総合病院 新病院建設支援業務委託優先交渉先選考委員会設置要領
- (様式1) 参加意思表明書

(様式2) 質問書

(様式3) 会社概要

(様式4-1~2) 新病院建設支援業務の業務実績

(様式5) 長野県内の業務実績

(様式6-1~4) 業務実施体制

(様式7) 企画提案書表紙

(様式7-1~6) 企画提案書・業務内容・業務工程及びその他提案

(様式8) 価格提案書